

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計
[略]					[略]				
警察 署	[略]				[略]				
	大船渡	90	[略]	94	大船渡	83	[略]	87	
	[略]				[略]				
	釜石	87	[略]	100	釜石	80	[略]	93	
	宮古	94	[略]	103	宮古	88	[略]	97	
	[略]				[略]				
	計	1,482	[略]	1,577	計	1,462	[略]	1,557	
合 計	2,177	[略]	2,496	合 計	2,157	[略]	2,476		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。